

令和6年秋の優良運転者表彰のお知らせ

次の基準に該当する方は、優良自動車運転者表彰を受ける候補者となりますので、令和6年6月3日以降に自動車安全運転センターで発行する無事故・無違反証明書を添えて申請してください。

表 彰 基 準		共通要件
表 彰 種 別		過去に同種の表彰を受けていないこと。
		章 別 要 件
地区表彰 沼田警察署長・沼田交通安全協会長表彰	銅 章	・ 5年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のないこと。
県 表 彰 群馬県警察本部長・群馬県交通安全協会理事長表彰	銀 章	・ 10年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のないこと。 ・ 銅章を受けていること。
	金 章	・ 15年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のないこと。 ・ 銀章を受けていること。
	金冠銀章	・ 20年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のないこと。 ・ 金章を受けていること。
	金冠金章	・ 30年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のないこと。 ・ 金冠銀章を受けていること。
	旭日金冠章	・ 40年以上自動車（原動機付自転車を含む）の運転に従事し、その間交通事故・交通違反のないこと。 ・ 金冠金章を受けていること。

○ 申請受付期間 令和6年6月3日（月）～令和6年7月31日（水）

○ 申請必要書類 表彰上申書及び念書 無事故・無違反証明書
運転免許証、印鑑

※ 無事故・無違反証明書は、令和6年6月3日以降に発行されたものを添えてください。
同証明書は、下記のとおり発行まで所要日数がかかりますので早めに申請してください。

○ 申請受付場所 沼田交通安全協会（利根沼田交通センター）
お問い合わせ先、電話23-0368・0369

○ 表 彰 時 期 令和6年「秋の全国交通安全運動」期間中

○ 無事故・無違反証明書のとり方

① 直接申請する場合

- ・ 自動車安全運転センター群馬県事務所窓口で申請
（前橋市元総社町80-4 群馬県総合交通センター4階 電話027-253-1102）
- ・ 印鑑、証明書交付手数料1通670円
- ・ 発行までの所要日数約10日間

② 郵便局を経由して申請する場合

- ・ 印鑑、証明書交付手数料1通670円、ほか振替手数料が必要
- ・ 発行までの所要日数約20日間
- ※ 申請用紙は、沼田交通安全協会・警察署・交番・駐在所等にあります。

◎ 表彰の申請以降、表彰されるまでの間に交通事故・交通違反等があった場合は表彰が受けられなくなります。

◎ 交通法令以外の法令違反のある方については、表彰から除外されることがあります。

沼 田 交 通 安 全 協 会 ・ 沼 田 警 察 署